

## 第5部

### そ の 他



第5部 その他

1. 函館市排水設備設置義務免除許可事務取扱要綱 ..... 79－31

2. 函館市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱 ..... 79－42



# 1 . 函館市排水設備設置義務免除許可事務 取扱要綱



## 1. 函館市排水設備設置義務免除許可事務取扱要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書の規定に基づく排水設備の設置義務を免除する許可に関し必要な事項を定め、下水道事業における適正な業務の執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (2) 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- (3) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (4) 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。
- (5) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。
- (6) 排水区域 法第2条第7号に規定する排水区域をいう。
- (7) 公共用水域 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。
- (8) 温泉 温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。

(許可)

**第3条** 法第10条第1項ただし書の許可（以下単に「許可」という。）は、工場または事業場における1施設の1排出口ごとに行うものとする。

2 前項の排出口については、2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠<sup>きよ</sup>が設けられている場合においては、2以上の施設のそれぞれの排出口から当該2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠<sup>きよ</sup>に排出される下水が、互いに次条第2項第1号アからウまでに掲げる区分による同一の区分に属する下水であるときは、当該2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠<sup>きよ</sup>に異なる区分に属する下水が合流していない場合に限り、当該2以上の施設の排出口を1つの排出口とみなすことができる。

3 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、許可をする場合においては、法第33条の規定に基づき、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 許可に係る排出口以外から公共用水域に下水を排除しないこと。
- (2) 第7条第1項、第8条および第9条の規定を遵守すること。

- (3) 許可を受けた者（以下「許可済者」という。）が当該許可に係る下水（以下「許可下水」という。）を公共用水域に排除しなくなったときは、当該許可下水に係る許可は、その効力を失うものであること。
- (4) 管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、許可済者に対し、許可下水の水質および工場または事業場における施設の維持管理状況について報告を求めたときは、これに応じること。
- (5) 管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、その職員に検査を行う職員としての身分を示す証明書を携帯させ、関係者の請求があつたときはこれを提示させることとし、許可済者の工場または事業場に立ち入り、許可下水その他の物件を検査させることを求めたときは、これに応じること。
- (6) その他管理者が許可に係る事務を行うため必要と認める条件（許可の申請）

**第4条** 許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名および住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）ならびに電話番号
  - (2) 工場または事業場の名称および所在地
  - (3) 排水設備を設置しないで公共用水域に下水を排除する排出口の位置
  - (4) 排水設備を設置しないで排除する下水の種類
  - (5) 排水設備を設置しないで下水を排除する公共用水域の名称
  - (6) 排水設備を設置しないで公共用水域に排除する下水の水量および排水設備を設置して公共下水道（終末処理場を設置しているものまたは終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。）に排除する下水の水量
  - (7) 排水設備を設置しないで公共用水域に下水の排除を開始する予定年月日
  - (8) 排水設備を設置しないで公共用水域に排除する下水の水質測定の結果または当該下水の予定水質（前号に規定する日前に水質測定を行うことができない場合に限る。）
- 2 前項第8号の水質測定については、次の各号に定めるところによらなければならない。
- (1) 水質の測定は、次に掲げる下水の区分に応じ、別表に定める測定しなければならない項目について、同表に定める検定方法により行

わなければならない。

ア 冷却用水またはこれに類する水道水、河川の水、湖沼の水、地下水、雨水等の淡水に近い下水

イ 温泉、海水またはこれらに類する淡水以外の天然水に近い下水

ウ アおよびイに掲げる下水以外の下水

- (2) 前号の測定は、申請の日前2箇月の間において、測定日および測定時刻の間隔がそれぞれおおむね均等になるように、全日操業をしている場合にあっては1箇月につき1日当たり9回以上を1日以上の日において、全日操業している場合以外の場合にあっては1箇月につき1日当たり操業時間内に3回以上（このうち3回は、操業開始直後および操業終了直前の時点ならびに操業開始から操業終了までの間のほぼ中間的な時点とする。）を2日以上の日において行うこと。
- (3) 前号の規定による測定の回数および時期については、管理者が下水を排除する工場または事業場の操業の態様からみて前号の規定による測定の回数および時期による必要がないと認めるときは、管理者が別に定める回数および時期によることができる。
- (4) 第1号の測定のための試料は、次号に規定する場合を除くほか、公共用水域（2以上の施設の排出口が接続した排水<sup>きよ</sup>管または排水<sup>きよ</sup>渠が設けられている場合にあっては、当該排水<sup>きよ</sup>管または排水<sup>きよ</sup>渠。以下この号において同じ。）への排出口ごとに、公共用水域に流入する直前で、公共用水域による影響の及ばない地点で、水深の中層部から採取すること。
- (5) 2以上の施設の排出口が接続した排水<sup>きよ</sup>管または排水<sup>きよ</sup>渠が設けられている場合において、2以上の施設のそれぞれの排出口から当該2以上の施設の排出口が接続した排水<sup>きよ</sup>管または排水<sup>きよ</sup>渠に排出される下水が、互いに第1号アからウまでに掲げる区分による同一の区分に属する下水であるときの試料の採取は、前号の規定にかかわらず、当該2以上の施設の排出口が接続した排水<sup>きよ</sup>管または排水<sup>きよ</sup>渠から公共用水域（公共用水域に至るまでの間に当該排水<sup>きよ</sup>管または排水<sup>きよ</sup>渠の下水を異なる区分の下水と合流させるために当該排水<sup>きよ</sup>管または排水<sup>きよ</sup>渠が更に接続した排水<sup>きよ</sup>管または排水<sup>きよ</sup>渠が設けられている場合にあっては、当該更に接続した排水<sup>きよ</sup>管または排水<sup>きよ</sup>渠。以下この号において同じ。）への排出口ごとに、当該2以上の施設の排出口が接続した排水<sup>きよ</sup>管または排水<sup>きよ</sup>渠から公共用水域に流入する直前で、公共用水域による影響の及ばない地点で、水深の中層部から採取して行うことが

できる。

3 第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

(許可の基準)

**第5条** 管理者は、前条の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(1) 下水の水質（前条第1項第8号に規定する予定水質を含む。）が前条第2項第1号ア、イまたはウに掲げる下水の区分に応じ、それぞれ別表に定める測定しなければならない項目について同表に定める基準値を満たすものであり、かつ、その水質が将来にわたって確保できる保証が得られること。

(2) 排水設備を設置しないで公共用水域に直接下水を排除することが合理的であること。

(3) 排除しようとする下水がし尿に関するものでないこと。

(許可証の交付)

**第6条** 管理者は、第4条の申請があった場合において、許可をすることと決定したときは、別記第2号様式の許可証を当該申請をした者に交付するものとする。

(変更の許可)

**第7条** 許可済者は、許可に係る排水設備を設置しないで下水を排除する公共用水域または第4条第1項第6号に掲げる事項を変更しようとするときは、別記第3号様式の申請書により管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 第5条の規定は、前項の許可に準用する。

(氏名等の変更の届出)

**第8条** 許可済者は、第4条第1項第1号に掲げる事項または同項第2号に掲げる事項（工場または事業場の名称に限る。）に変更があったときは、遅滞なく、別記第4号様式の届出書により管理者に届け出なければならない。

(廃止の届出)

**第9条** 許可済者は、許可下水を公共用水域に排除しなくなったときは、遅滞なく、別記第5号様式の届出書により管理者に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

**第10条** 管理者は、許可済者が、許可に付した条件に違反したとき、または偽りその他不正な手段により許可を受けたときは、法第38条の規定に基づき、許可を取り消し、もしくはその条件を変更し、または

行為の中止，変更その他の必要な措置を命ずるものとする。

(関係機関との調整)

**第11条** 管理者は，許可をしようとするときは，関係機関と密接な調整を行わなければならない。

附 則

この要綱は，平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成18年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は，平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成27年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は，令和4年4月1日から施行する。

別表1(第4条, 第5条関係)

| 項 目 |                              | 基 準 値                                       |                                             | 検 定 方 法                                                                      |
|-----|------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
|     |                              | 函館湾処理区域                                     | 南処理区域                                       |                                                                              |
| 1   | 水素イオン濃度(pH)                  | 水素指数5.8以上8.6以下                              | 水素指数5.8以上8.6以下                              | 下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省令第1号。以下「省令」という。)第8条第1号に規定する方法                      |
| 2   | 生物化学的酸素要求量(BOD)              | 15以下                                        | 15以下                                        | 省令第8条第2号に規定する方法                                                              |
| 3   | 浮遊物質(SS)                     | 40以下                                        | 40以下                                        | 省令第8条第3号に規定する方法                                                              |
| 4   | 大腸菌群数                        | 800CFU/㎖以下                                  | 800CFU/㎖以下                                  | 省令第6条に規定する方法                                                                 |
| 5   | カドミウム及びその化合物                 | 0.01以下                                      | 0.01以下                                      | 省令第8条第9号に規定する方法                                                              |
| 6   | シア化合物                        | 検出されないこと。                                   | 1以下                                         | 省令第8条第10号に規定する方法                                                             |
| 7   | 有機燐化合物                       | 検出されないこと。                                   | 1以下                                         | 省令第8条第11号に規定する方法                                                             |
| 8   | 鉛及びその化合物                     | 0.1以下                                       | 0.1以下                                       | 省令第8条第12号に規定する方法                                                             |
| 9   | 六価クロム化合物                     | 0.05以下                                      | 0.2以下                                       | 省令第8条第13号に規定する方法                                                             |
| 10  | 砒素及びその化合物                    | 0.05以下                                      | 0.1以下                                       | 省令第8条第14号に規定する方法                                                             |
| 11  | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物          | 0.0005以下                                    | 0.005以下                                     | 省令第8条第15号に規定する方法                                                             |
| 12  | アルキル水銀化合物                    | 検出されないこと。                                   | 検出されないこと。                                   | 省令第8条第16号に規定する方法                                                             |
| 13  | ポリ塩化ビフェル                     | 0.003以下                                     | 0.003以下                                     | 省令第8条第17号に規定する方法                                                             |
| 14  | トリクロエチレン                     | 0.1以下                                       | 0.1以下                                       | 省令第8条第18号に規定する方法                                                             |
| 15  | テトラクロエチレン                    | 0.1以下                                       | 0.1以下                                       | 省令第8条第19号に規定する方法                                                             |
| 16  | ジクロロメタン                      | 0.2以下                                       | 0.2以下                                       | 省令第8条第20号に規定する方法                                                             |
| 17  | 四塩化炭素                        | 0.02以下                                      | 0.02以下                                      | 省令第8条第21号に規定する方法                                                             |
| 18  | 1,2-ジクロロエタン                  | 0.04以下                                      | 0.04以下                                      | 省令第8条第22号に規定する方法                                                             |
| 19  | 1,1-ジクロロエチレン                 | 1以下                                         | 1以下                                         | 省令第8条第23号に規定する方法                                                             |
| 20  | シス-1,2-ジクロロエチレン              | 0.4以下                                       | 0.4以下                                       | 省令第8条第24号に規定する方法                                                             |
| 21  | 1,1,1-トリクロロエタン               | 3以下                                         | 3以下                                         | 省令第8条第25号に規定する方法                                                             |
| 22  | 1,1,2-トリクロロエタン               | 0.06以下                                      | 0.06以下                                      | 省令第8条第26号に規定する方法                                                             |
| 23  | 1,3-ジクロロプロペン                 | 0.02以下                                      | 0.02以下                                      | 省令第8条第27号に規定する方法                                                             |
| 24  | チウラム                         | 0.06以下                                      | 0.06以下                                      | 省令第8条第28号に規定する方法                                                             |
| 25  | シマジン                         | 0.03以下                                      | 0.03以下                                      | 省令第8条第29号に規定する方法                                                             |
| 26  | チオベンカルブ                      | 0.2以下                                       | 0.2以下                                       | 省令第8条第30号に規定する方法                                                             |
| 27  | ベンゼン                         | 0.1以下                                       | 0.1以下                                       | 省令第8条第31号に規定する方法                                                             |
| 28  | セレン及びその化合物                   | 0.1以下                                       | 0.1以下                                       | 省令第8条第32号に規定する方法                                                             |
| 29  | ほう素及びその化合物                   | 230(海域以外10)以下                               | 230(海域以外10)以下                               | 省令第8条第33号に規定する方法                                                             |
| 30  | ふっ素及びその化合物                   | 15(海域以外8)以下                                 | 15(海域以外8)以下                                 | 省令第8条第34号に規定する方法                                                             |
| 31  | 1,4-ジオキサン                    | 0.5以下                                       | 0.5以下                                       | 省令第8条第35号に規定する方法                                                             |
| 32  | フェノール類                       | 5以下                                         | 5以下                                         | 省令第8条第36号に規定する方法                                                             |
| 33  | 銅及びその化合物                     | 3以下                                         | 3以下                                         | 省令第8条第37号に規定する方法                                                             |
| 34  | 亜鉛及びその化合物                    | 2以下                                         | 2以下                                         | 省令第8条第38号に規定する方法                                                             |
| 35  | 鉄及びその化合物(溶解性)                | 10以下                                        | 10以下                                        | 省令第8条第39号に規定する方法                                                             |
| 36  | マンガン及びその化合物(溶解性)             | 10以下                                        | 10以下                                        | 省令第8条第40号に規定する方法                                                             |
| 37  | クロム及びその化合物                   | 2以下                                         | 2以下                                         | 省令第8条第41号に規定する方法                                                             |
| 38  | ダイオキシン類                      | 10pg/L以下                                    | 10pg/L以下                                    | 省令第8条第42号に規定する方法                                                             |
| 39  | 化学的酸素要求量(COD)                | 160(日間平均値120)以下                             | 160(日間平均値120)以下                             | 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境省告示第64号。以下「検定方法」という。)第31号に規定する方法 |
| 40  | アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 100以下(アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計額) | 100以下(アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計額) | 検定方法第27号に規定する方法                                                              |
| 41  | ノルマルヘキサン抽出物質含有量              | (1)鉱油類含有量<br>5以下<br>(2)動植物油脂類含有量<br>30以下    | 5以下<br>30以下                                 | 省令第8条第6号に規定する方法                                                              |
| 42  | 窒素含有量                        | 120(日間平均60)以下                               | —                                           | 省令第8条第7号に規定する方法                                                              |
| 43  | 燐含有量                         | 16(日間平均8)以下                                 | —                                           | 省令第8条第8号に規定する方法                                                              |

## 備考

- この表に掲げる基準値の単位は、大腸菌群数およびダイオキシン類以外の項目については、「mg/L」とする。
- 「検出されないこと。」とは、検定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 測定しなければならない項目のうち、管理者が下水を排除する工場または事業場の属する業種からみて測定を省略させることができる項目として認める項目があるときは、当該項目については、測定を要しない。



## 排水設備設置義務免除許可証

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

年 月 日付けで申請のあった下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づく排水設備を設置しない下水の排除については、次のとおり許可します。

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                    |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 1 | 工場または事業場の名称                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                    |
| 2 | 工場または事業場の所在地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                    |
| 3 | 下水の排出口の位置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 別紙図面のとおり                                                           |
| 4 | 下水の種類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | (下水の名称： )                                                          |
| 5 | 公共用水域の名称                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                    |
| 6 | 下水の水量                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | (1) 公共用水域 $\text{m}^3/\text{日}$<br>(2) 公共下水道 $\text{m}^3/\text{日}$ |
| 7 | 排除の開始を許可する期日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 年 月 日                                                              |
| 8 | <p>許可の条件</p> <p>(1) 許可に係る排出口以外から公共用水域に下水を排除しないこと。</p> <p>(2) 公共用水域または下水の水量を変更しようとするときは、公営企業管理者の許可を受けること。</p> <p>(3) 許可を受けた者の氏名もしくは住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名もしくは主たる事務所の所在地）または電話番号に変更があったときは、遅滞なく、公営企業管理者に届け出ること。</p> <p>(4) 許可に係る下水を公共用水域に排除しなくなったときは、遅滞なく、公営企業管理者に届け出ること。</p> <p>(5) 許可に係る下水を公共用水域に排除しなくなったときは、この許可は、その効力を失うものであること。</p> <p>(6) 公営企業管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、許可に係る下水の水質および工場または事業場における施設の維持管理状況について報告を求めたときは、これに応じること。</p> <p>(7) 公営企業管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、その職員に検査を行う職員としての身分を示す証明書を携帯させ、関係者の請求があったときはこれを提示させることとしたうえで、許可に係る工場または事業場に立ち入り、許可に係る下水その他の物件を検査させることを求めたときは、これに応じること。</p> <p>(8) その他管理者が許可に係る事務を行うため必要と認める条件</p> |                                                                    |
| 9 | <p>その他</p> <p>許可の条件に違反したとき、または偽りその他不正な手段により許可を受けたときは、下水道法第38条の規定に基づき、許可を取り消し、もしくは許可の条件を変更し、または行為の中止、変更その他の必要な措置を命ずることがあります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                    |

排水設備設置義務免除変更許可申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあっては,} \\ \text{主たる事務所の} \\ \text{所在地} \end{array} \right)$   
申請者 氏 名  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあっては,} \\ \text{名称および代表} \\ \text{者の氏名} \end{array} \right)$

電 話 番 号

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づき排水設備を設置しないで下水を排除する許可を受けた事項について、変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|                    |                                 |                                 |
|--------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 1 許 可 年 月 日        | 年 月 日                           |                                 |
| 2 変 更 事 項          | 変 更 内 容                         |                                 |
|                    | 変 更 前                           | 変 更 後                           |
|                    |                                 |                                 |
| (1) 公共用水域の名称       |                                 |                                 |
| (2) 下 水 の 水 量      | (1) 公共用水域 $\text{m}^3/\text{日}$ | (1) 公共用水域 $\text{m}^3/\text{日}$ |
|                    | (2) 公共下水道 $\text{m}^3/\text{日}$ | (2) 公共下水道 $\text{m}^3/\text{日}$ |
| 3 変更しようとする年<br>月 日 | 年 月 日                           |                                 |
| 4 変 更 の 理 由        |                                 |                                 |

添付書類

排水設備設置義務免除許可証

氏名等変更届出書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所 { 法人にあっては、  
主たる事務所の  
所在地 }

届出者 氏 名 { 法人にあっては、  
名称および代表  
者の氏名 }

電 話 番 号

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づき受けた排水設備を設置しないで下水を排除する許可について、次のとおり変更があったので届け出ます。

|             |                            |       |
|-------------|----------------------------|-------|
| 1 許 可 年 月 日 | 年 月 日                      |       |
| 2 変 更 年 月 日 | 年 月 日                      |       |
| 3 変 更 事 項   | 変 更 内 容                    |       |
|             | 変 更 前                      | 変 更 後 |
|             | (1) 氏名（法人にあっては，名称）         |       |
|             | (2) 法人の代表者の氏名              |       |
|             | (3) 住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地） |       |
|             | (4) 電 話 番 号                | —     |
|             | (5) 工場または事業場の名称            |       |

下水排除廃止届出書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所 { 法人にあっては、  
主たる事務所の  
所在地 }

届出者氏名 { 法人にあっては、  
名称および代表  
者の氏名 }

電話番号

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づき受けた排水設備を設置しないで下水を排除する許可について、次のとおり公共用水域に下水を排除しなくなったので届け出ます。

|   |                |           |
|---|----------------|-----------|
| 1 | 許可年月日          | 年 月 日     |
| 2 | 工場または事業場の名称    |           |
| 3 | 工場または事業場の所在地   |           |
| 4 | 下水の排出口の位置      | 別紙図面のとおり  |
| 5 | 下水の種類          | (下水の名称： ) |
| 6 | 下水を排除しなくなった年月日 | 年 月 日     |
| 7 | 下水を排除しなくなった理由  |           |

添付書類

排水設備設置義務免除許可証



## 2. 函館市ディスポーザ排水処理システム 取扱要綱



## 2. 函館市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）に係る函館市下水道条例（昭和49年函館市条例第5号。以下「条例」という。）第3条の確認等の事務について、必要な事項を定め、公共下水道事業における適正な業務の執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) システム ディスポーザ（生ごみを破砕する装置をいう。以下この号において同じ。）で粉砕し、これを排水処理部で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体（ディスポーザの単体を設置し、破砕した生ごみを公共下水道に直接排除する機器であるものを除く。）をいう。
- (2) 申請者 システムについて、条例第3条に規定する確認を受けようとする者をいう。
- (3) 使用者 システムを使用し、維持管理について最終的な責任を負う者をいう。
- (4) 管理組合等 集合住宅等において、第5条に規定する維持管理を前号の使用者に代わって行う者をいう。
- (5) 製造者 第3条第1項の規定を満たすシステムの製造を行う者をいう。
- (6) 販売者 第3条第1項の規定を満たすシステムの販売を行う者をいう。

(設置基準)

第3条 設置するシステムは、公益社団法人日本下水道協会（以下「下水道協会」という。）の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」に基づき同協会の規格適合評価および製品認証を受けたものでなければならない。

2 前項において、すでに当該システムに係る計画の確認および工事の検査を受け設置したものについては、この限りでない。

(申請書の添付書類)

(申請書の添付書類)

第4条 申請者は、条例第3条に基づく函館市下水道条例施行規程（平成6年函館市水道局規程第15号）第2条第1項の規定による排水設備計画確認申請書に、次に掲げる書類を添付して、公共下水道管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 下水道協会による規格適合評価書および製品認証書の写し
- (2) 排水系統図およびシステムの設置図
- (3) システムの仕様書および維持管理要領書等
- (4) システムの維持管理計画書（別記第1号様式）
- (5) 維持管理業務委託契約書の写しまたは維持管理業務委託契約確約書（別記第2号様式）
- (6) 使用者承継確約書（別記第3号様式）
- (7) その他管理者がシステムの設置または変更の計画の確認に係る事務を行うために必要と認める書類

(維持管理)

第5条 使用者または管理組合等は、システムの適切な維持管理を確保するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該システムの所定の性能を保持するよう維持管理に努めること。
- (2) 専門の維持管理業者と委託契約を締結し、定期的に維持管理計画書に基づく点検を実施するとともに当該点検の実施記録等の資料を作成し、管理者が提出を求めたときは、これに応じること。
- (3) システムから排除される下水を年1回以上定期的に水質検査し、その結果を管理者に報告すること。
- (4) 前2号の資料および検査結果は、3年間保存すること。
- (5) 当該システムの維持管理状況を確認するため、管理者が立入検査を行う場合は、協力すること。
- (6) 当該システムから発生する汚泥等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき適正に処理すること。
- (7) その他管理者の維持管理に関する指導に協力すること。

(製造者および販売者に対する指導)

第6条 管理者は、必要があると認める場合には、製造者および販売者に対し、次に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。

- (1) システムの販売に当たり、申請者に対し、当該システムの維持管理については、専門の維持管理業者との維持管理業務委託契約の締結が必要であることおよび管理者の行う維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得るよう努めること。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 函館市キッチン生ごみ処理システム計画確認等事務取扱要項（平成12年8月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際  
，現に提出されている維持管理計画表および使用者承  
継確約書については、この要綱の規定による維持管理計画書および使用者承  
継確約書とみなす。

ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 [ 法人にあっては、  
主たる事務所の  
所在地 ]  
申請者 氏名 [ 法人にあっては、  
その名称および  
代表者の氏名 ]  
電話番号

1 システムの概要

|                            |         |                                                                                     |
|----------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 設置場所<br>使用者，管理組合等        |         |                                                                                     |
| ② ディスポーザ排水処理<br>システムの名称等   |         | ・ 評価番号<br>・ 評価年月日<br>・ 認証番号<br>・ 認証年月日<br>・ 名称<br>・ 認証を受けた製造者の名称<br>・ 製造者の担当者および連絡先 |
| ③ 設置数量                     |         |                                                                                     |
| ④ 工事施工業者                   |         |                                                                                     |
| ⑤ 工程                       |         | ・ 着工予定年月日<br>・ 完了予定年月日<br>・ 使用開始予定日                                                 |
| ⑥ 施工業者                     | ディスポーザ部 |                                                                                     |
|                            | 配管系統部   |                                                                                     |
|                            | 排水処理部   |                                                                                     |
| ⑦ 維持管理<br>業者               | ディスポーザ部 |                                                                                     |
|                            | 配管系統部   |                                                                                     |
|                            | 排水処理部   |                                                                                     |
| ⑧ 排水設備設計図<br>(システムが記入された図) |         | 別添のとおり                                                                              |

## 2 仕様書

|           |         |
|-----------|---------|
| ① ディスポーザ部 | ・形式     |
|           | ・製造     |
|           | ・品番     |
| ② 排水処理部   | ・設計人数   |
|           | ・設計生ごみ量 |
|           | ・計画汚水量  |
| ③ 算定根拠    | 別添のとおり  |

## 3 システムの維持管理

|                  |                                            |                              |                     |                   |
|------------------|--------------------------------------------|------------------------------|---------------------|-------------------|
| ① 処理水質<br>(設計条件) |                                            | 生物化学的酸素要求量<br>(BOD)          | mg/L 未満             |                   |
|                  |                                            | 浮遊物質<br>(SS)                 | mg/L 未満             |                   |
|                  |                                            | n-ヘキサン抽出物質含有量<br>(動植物油脂類含有量) | mg/L 以下             |                   |
| ② 維持<br>管理<br>体制 | 保守点検内容<br>および維持管<br>理頻度                    | ディスポーザ部                      | 配管系統部               | 排水処理部             |
|                  |                                            | 機器の点検整備<br>の頻度<br>( 回/年)     | 配管内の点検の頻度<br>( 回/年) | 定期点検の頻度<br>( 回/年) |
|                  |                                            |                              | 清掃の頻度<br>( 回/年)     | 水質検査の頻度<br>( 回/年) |
| ③ 点検<br>項目       | 点検主部                                       | ディスポーザ部                      | 配管系統部               | 排水処理部             |
|                  | 点検項目                                       | 別添のとおり                       | 別添のとおり              | 別添のとおり            |
|                  | 保守点検記録表                                    | 別添のとおり                       | 別添のとおり              | 別添のとおり            |
| ④ その他            | 維持管理業務委託契約書 (写)<br>維持管理業務契約確約書<br>使用者承継確約書 |                              | 別添のとおり              |                   |

注 維持管理に関する点検の実施記録等の資料および水質検査結果は、3年間保管すること。

維持管理業務委託契約確約書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 

|        |    |                                                                    |
|--------|----|--------------------------------------------------------------------|
| 申請者 氏名 | 住所 | 〔 法人にあっては、<br>主たる事務所の<br>所在地<br>法人にあっては、<br>その名称および<br>代表者の氏名<br>〕 |
|        |    |                                                                    |

電話番号

ディスポーザ排水処理システムの維持管理に関する計画書の提出にあたり、現時点では、使用者または管理組合等および委託管理業者が決定していないため、維持管理業務委託契約が締結できておりません。

使用者または管理組合等および委託管理業者が決定次第、維持管理業務委託契約を締結し、速やかに維持管理業務委託契約書の写しを提出します。

なお、契約締結までの期間は、申請者が責任をもって当該システムの維持管理を実施することを確約します。

記

- 1 設置場所：
- 2 建築物の名称：
- 3 使用開始予定日：
- 4 ディスポーザ排水処理システムの名称：  
評価番号および評価年月日：  
認証番号および認証年月日：
- 5 設置個数  
ディスポーザ：  
排水処理部：
- 6 ディスポーザ設計人員：

使用者承継確約書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

|                |    |                                   |
|----------------|----|-----------------------------------|
| 使用者<br>(管理組合等) | 住所 | 〔 法人にあつては、<br>主たる事務所の<br>所在地 〕    |
|                | 氏名 | 〔 法人にあつては、<br>その名称および<br>代表者の氏名 〕 |

電話番号

下記のディスポーザ排水処理システムを設置する建築物の譲渡等を行う場合においては、当該譲渡等により新たに使用者となる者が函館市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第5条に定める維持管理に関する指導を受ける地位を承継するものであることを当該使用者に説明します。

記

- 1 設置場所：
- 2 建築物の名称：
- 3 使用開始予定日：
- 4 ディスポーザ排水処理システムの名称：  
評価番号および評価年月日：  
認証番号および認証年月日：
- 5 設置個数  
ディスポーザ：  
排水処理部：
- 6 ディスポーザ設計人員：